第117条の2　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
三　第50条の2第3項、第52条第3項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）又は第54条若しくは第55条第2項（第52条第3項において準用する場合を含む。）の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第119条の2　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定検査機関、指定安全管理審査機関又は指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。
五　第107条第6項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第120条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
八　第50条の2第3項、第52条第3項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第54条若しくは第55条第2項（第52条第3項において準用する場合を含む。）の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

○国土交通省令第十八号

道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十九号）の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年三月十二日　国土交通大臣　林　寛子

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五章中第三十二条の前に次の二条を加える。

（整備管理者の選任）

第三十一条の三　法第五十条第一項の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げるものとし、同項の国土交通省令で定める台数は、当該各号に定める台数とする。

一　乗車定員十一人以上の自動車（次号に掲げる自動車を除く。）　一両

二　乗車定員十一人以上二十九人以下の自家用自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十条第二項の規定に基づく貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可に係るものを除く。）　二両

三　乗車定員十人以下で車両総重量八トン以上の自家用自動車及び乗車定員十人以下の自動車運送事業の用に供する自動車　五両

四　貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車及び乗車定員十人以下で車両総重量八トン未満の自家用自動車であつて、第二号の許可に係るもの　十両

（整備管理者の資格）

第三十一条の四　法第五十条第一項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

一　整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して二年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。

二　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。

三　前二号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること。

第三十二条の見出しを「（整備管理者の権限等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　整備管理者は、前項に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程を定め、これに基づき、その業務を行なわなければならない。

第三十二条の二を次のように改める。

第三十二条の二　削除

第三十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、第四号を次のように改める。

四　第三十一条の三各号に掲げる自動車の数

第三十三条第一項第六号中「法第五十一条第一項各号」を「第三十一条の四各号」に改め、同条第二項中「法第五十一条第二項の者に該当しないこと」を「法第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと」に「添附」を「添付」に改める。

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

（整備命令標章）

第三十四条　整備命令標章は、自動車の前面ガラスに前方から見やすいようにはり付けるものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあつては、自動車の前面に見やすいようにはり付けるものとする。

2　法第五十四条の二第一項の規定による命令を受けた自動車の使用者は、同条第五項の規定により命令を取り消されたときは、遅滞なく、当該命令に係る整備命令標章を取り除かなければならない。

3　整備命令標章の様式は、第七号様式の二とする。

（整備命令の取消し）

第三十五条　運輸監理部長又は運輸支局長は、法第五十四条の二第一項の規定により必要な整備を行うべきことを命じた自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）若しくは自動車の用途を廃止したとき又は当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたときは、当該命令を取り消すことができる。

第三十五条の三第二十一号を次のように改める。

二十一　法第五十四条第一項前段又は法第五十四条の二第一項前段の規定により必要な整備を行うべきことを命じた自動車にあつては、その旨

第三十五条の三第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二　法第五十四条第一項後段又は法第五十四条の二第一項後段の規定により使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をした自動車にあつては、その内容

第三十六条第二項第一号中「（昭和二十六年法律第百八十三号）」を削る。

第三十七条第一項第三号中「道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十二条の規定により受けた」を「第三十一条の三第二号の」に改める。

第三十七条の二の二の見出しを「（限定自動車検査証等の提出）」に改め、同条中「限定自動車検査証の交付を受けている場合にあつては、当該限定自動車検査証」を「次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面」に改め、同条に次の各号を加える。

一　限定自動車検査証の交付を受けている場合　当該限定自動車検査証

二　第四十条第一項の自動車検査証保管証明書の交付を受けている場合　当該自動車検査証保管証明書

第三十八条第三項中「限定自動車検査証の交付を受けている場合にあつては、当該限定自動車検査証」を「次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面」に改め、同項に次の各号を加える。

一　限定自動車検査証の交付を受けている場合　当該限定自動車検査証

二　第四十条第一項の自動車検査証保管証明書の交付を受けている場合　当該自動車検査証保管証明書

第三十八条第四項から第六項までの規定中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に改める。

第三十九条の二の見出しを「（限定自動車検査証等の返納）」に改め、同条中「所有者」の下に「又は第四十条第一項の自動車検査証保管証明書の交付を受けている自動車の使用者」を、「当該限定自動車検査証」の下に「又は当該自動車検査証保管証明書」を加える。